

## 【別紙 1】

### 平成26年度ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区事業計画

平成26年3月26日

佐賀県（以下「県」という。）と佐賀労働局（以下「労働局」という。）は、ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区（以下「特区」という。）において平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に実施する事業について、次のとおり事業計画を定める。

#### 1 事業の概要

県及び労働局は、若年者就労支援、障害者就労支援及び福祉から就労支援の強化を図るため、以下の業務を実施する。

##### (1) ジョブカフェ SAGA とヤングハローワーク SAGA の一体的運営等による若年者就労支援の強化（協定書第2条第1項第一号関係）

ジョブカフェ SAGA とヤングハローワーク SAGA の両施設（以下「施設」という。）の一体的運営や、さが若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）との連携により、若年求職者に対する切れ目のない支援やカウンセリング機能の強化等に努めるとともに、学校に対する支援の充実強化を図る。

##### <施設利用者への支援>

利用者に対して、よりきめ細やかな支援を行うため、受付から職業紹介までの一連の流れにより、利用者個々の状況に応じた支援（総合受付、カウンセリング、職業適性診断、書類指導（履歴書等）、スキルアップ（面接及び各種セミナー等）、求人検索、職業紹介等）を行う。

##### ① 支援対象者

45歳未満の就職希望者（新規学卒就職希望者を含む）

##### ② 支援内容

次のア～キを実施し、就職準備から職場定着までの総合的な支援を強力に推進する。

ア 施設の開庁日及び開庁時間

平日（月曜日から金曜日まで） 午前8時半から午後6時まで（1時間延長）

土曜日 午前8時半から午後5時まで

※上記開庁日のうち、祝日及び年末年始、県や労働局の指定する日を除く。

#### イ コンシェルジュの配置

利用者視点に立った、より良い支援サービスを提供するため、施設全体のコンシェルジュを配置する。

#### ウ 受付から職業紹介まで切れ目のない就職支援サービスの提供

一体的運営の推進、及び利用者視点に立ったサービス向上を図るため、総合受付の機能を強化するとともに、カウンセリングから職業紹介までの業務を同一の相談員が一貫して行う担当制の強化を図り、実施する。

##### i) 受付機能の強化

総合受付の体制と専門性を高め、利用者に対するサービス向上を図る。

##### ii) 利用者情報共有化の推進

施設の利用者が記載する利用申込書及び利用票の様式を統一する。また、利用者へのヒアリングの重複を避けるなど、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、本人の同意を得た利用者情報（利用申込書及び利用票その他施設で提供を受けた個人情報、支援記録等）については、施設で情報を共有し、より効果的な就職支援を展開する。

##### iii) カウンセリング機能の強化

利用者の就職の可能性を高めるため、利用者の課題把握や課題解決に向けた支援を考慮した相談を行うなどカウンセリング機能・体制の強化を図る。特に、キャリアカウンセリングを行う中で必要と判断される利用者に対しては、ジョブカード制度を活用した就職支援を行う。また、下記エのコーナーを新設し、職業訓練が必要と判断された場合は、適切な訓練に誘導する。

#### エ 職業訓練に関する相談窓口（コーナー）の新設

職業訓練に関する相談窓口（コーナー）を設置し、訓練を希望する若者に対して適切な助言・誘導を行う。

##### i) 「若者が利用しやすい職業訓練」についての説明会の開催

##### ii) 公的職業訓練の積極的な受講勧奨等

#### オ 就職困難者等に対する支援の実施

##### i) チーム支援

施設の一体的運営等の強みを活かし、一人でも多くの利用者が就職できるよ

うに長期間失業状態にある者、不採用が続く者等に対して、施設及びサポステ等の担当者によるチームを編成してチームによる専門的かつ継続的な支援を行う。

ii) 心理的サポート

コミュニケーションが苦手な就職活動がうまくいかない若者に対する心理的サポートを実施する。

カ 就職支援セミナーの強化

利用者の就職の可能性を高めるため、利用者ニーズを踏まえた研修内容の充実を図るとともに、企業から求められる能力や就職活動に効果的な研修時期や期間などを意識したセミナーの開催とする。また、受講機会の拡大を図るため、平日夜間延長時（午後5時から午後6時まで）や土曜日にも開催することとする。

i) 就職活動に必要な基本的知識の習得のための個別セミナー（自己理解の促進や応募書類の作成支援、面接対策等）

ii) スキルアップや弱点克服を図る集合研修、年齢やテーマ別のカリキュラムによる少人数セミナー

- ・スキルアップセミナー（ビジネスマナー、パソコンスキル等）
- ・弱点克服セミナー（グループディスカッションや集団面接対策、コミュニケーション能力向上等）
- ・カリキュラム型セミナー（年齢別就活サークル、テーマ別就職対策等）

キ 職場定着支援の強化

社会的な課題となっている若者の早期離職に対応するため、ユメタネ（施設とサポステの3施設を総称する愛称）を利用して就職した若者をはじめとする在職者を対象として、就職後も一人にしないために、次の取組を積極的に推進する。

i) 就職後の相談体制の案内、職場訪問や電話等による個別相談、セミナーなどの働きかけを強化する。

ii) 就職後の個別カウンセリングの実施や定期的な集合研修・交流会の開催など、新たにサービスの拡充を図る。

iii) 社会人基礎力の養成やキャリアアップに向けたセミナーの開催など、新たなサービスの拡充

## ク 一体的運営等を促進するための施設整備

利用者に対する施設の一体的運営や切れ目のない支援を実現するために、平成26年度に施設整備のための工事等を要する場合については、県及び労働局で十分検討のうえで行うこととする。

### <学校に対する支援>

中学、高校、大学等（以下、「学校等」という。）への支援について、就職を希望する生徒・学生の新規学卒時の就職を促進する。

#### ① 支援対象者

在学中の就職希望者

#### ② 支援内容

- ア 施設と学校等の就職担当者と緊密に連携するための担当者会議の開催
- イ 学校等と連携した求人開拓の実施
- ウ 学校等に対する巡回相談の実施
- エ 学校等における各種セミナーの開催
- オ 未内定生徒・学生への個別支援

### <企業等に対する支援>

県内企業と求職者の採用後のミスマッチ解消や、企業が安心して在職者の雇用継続ができる環境整備を図るため、企業向けの支援を強化する。

#### ① 支援対象

県内企業、企業の人事担当者や教育指導を行う中堅社員、若手職員等

#### ② 支援内容

- ア 求職者の企業に対する理解を深める取組や機会の充実
  - ・企業PRや情報発信の支援
  - ・企業の魅力や求める人材像等をアピールできる企業説明会や企業と求職者との意見交換会の開催
- イ 企業内での人材育成や職場への定着支援に向けたサービス
  - ・出張コンサルティング、出前講座の実施
  - ・セミナーや企業間の情報交流会の開催
- ウ キャリアアップ助成金等の人材支援関係助成金の周知推進と若者応援企業宣言事業の一体的推進

- ・人材支援関係助成金及び若者応援企業宣言の周知・広報と、これらの利用促進のための企業に対する支援
- ・若者応援企業宣言企業の会社説明会の開催

(2) 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化  
(協定書第2条第1項第二号関係)

就労移行支援事業所利用者の就職に向けたチーム支援に県が参加することにより、支援体制を強化するとともに、対象者の範囲を拡大し準備段階の者に対する職場実習等を積極的に実施することで一般就労への移行を更に促進する。

加えて、ハローワーク佐賀と県が保有する求職者情報や事業所訪問記録などの情報の共有化により、事業所訪問等を一体的・効率的に行う体制を整備する。

<県の参加と情報一元化等による支援体制の強化>

① 支援対象者

就労移行支援事業所利用者

② 支援内容

- i) ハローワークを中心に関係機関と連携して行っている就労移行支援事業所利用者の就職に向けたチーム支援に県が参加し、一般就労への移行を促進する。
- ii) 支援対象者の情報については、県で一元管理し、その進捗管理を行う。
- iii) 県と労働局が連携して作成した職場実習受入候補事業所リストなどに基づき、体験実習を含めた職場実習を就労移行支援の早期から積極的に行うことにより、一般就労への移行を更に促進する。
- iv) 県とハローワーク佐賀が連携し、ハローワーク窓口などにおいて就労移行支援事業所の利用について積極的な周知・誘導を行う。

③ 情報の共有

就労移行支援事業所利用者のデータについては、県で収集・管理し、ハローワーク佐賀をはじめ各就労支援機関と情報共有する。

<情報の共有化などによる一体的な事業所訪問等>

① 支援対象者

ハローワーク佐賀に求職登録している障害者

② 支援内容

- i) ハローワーク佐賀が作成する求職者情報、事業所訪問記録などと県が作成す

る事業所訪問記録などの情報を共有する。

ii) ハローワーク佐賀と県は、事業所訪問を一体的・効率的に行う。

iii) ハローワーク佐賀と県は、相互に提供を受けた情報について、個人情報保護に十分留意して取り扱う。

### ③ 情報の共有

(事業所訪問記録等の情報共有)

ハローワーク佐賀は、法定雇用率未達成事業所を訪問する際に作成する訪問計画や求人開拓のため訪問した際に作成する訪問実績及び求人情報を、情報保護に留意しつつ、県に情報提供する。

県は、障害者の雇用の場を確保するため、提供された情報をもとに、効果的な開拓先事業所の選定を行い、実効ある事業所訪問を実施する。

また、就労支援機関の職場実習先等の探索を支援するため、タブレット端末を活用し、提供された求人情報を就労移行支援事業所等に対し効果的・効率的に提供する。

県は、障害者雇用の開拓のため、事業所を訪問した際は、ハローワーク佐賀が作成する訪問記録に準じたものを作成し、情報保護に留意しつつ、ハローワーク佐賀に提供する。

(求職者情報の共有)

ハローワーク佐賀は、利用者の同意を得て、情報保護に留意しつつ、現に求職活動を行っている登録障害者情報を県に情報提供する。

県は、個別事業所開拓及び事業主に対する支援のため、ハローワーク佐賀から提供された登録障害者情報をタブレット端末に入力し、事業所を訪問した際などに活用する。

## (3) ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労支援への強化（協定書第2条第1項第三号関係）

ハローワーク佐賀管内の市のうち、多久市、小城市、神崎市（以下「関係市」という。）において、ハローワーク佐賀との連携により、生活保護受給者（生活保護の相談・申請の段階にある者を含む。以下「生活保護受給者等」という。）に対する就労支援を強化するとともに、就職後のフォローアップを推進する。

### ① 支援対象者

関係市の生活保護受給者等のうち、年齢や稼働能力等を考慮のうえ、関係市とハローワーク佐賀が協議して支援対象とすることを決定した者

## ② 支援内容

i) 県と労働局、ハローワーク佐賀が連絡調整を行う中で、ハローワーク佐賀の就職支援ナビゲーターが、関係市の福祉事務所を定期的に巡回し、支援対象者に対して、ハローワークと同様の相談環境機能を備えた出張相談システム（携帯端末）を活用した求人情報の提供・職業相談を行うとともに、その場で職業紹介を実施する。

特に、支援対象者が若者の場合は、ユメタネ等へ誘導する支援も行う。

ii) 支援対象者の就職後の状況（平成24、25年度事業による者を含む。）をアンケートにより把握し、関係市の福祉事務所とハローワーク佐賀が連携して、必要な生活・就労面でのフォローアップを実施する。

## ③ 連絡調整

関係市、県、ハローワーク佐賀は、巡回訪問及びフォローアップの実施状況等について、必要に応じ、情報交換、連絡調整を行うこととする。

## 2 事業目標

平成26年度の事業目標は、次のとおりとする。

### (1) ジョブカフェ SAGA とヤングハローワーク SAGA の一体的運営等による若年者就労支援の強化

① 利用者数：14,800人（前年度実績見込 13,800人）

② ①のうち正社員就職者数：1,050人（前年度実績見込 900人）

③ 就職困難者等に対するチーム支援の実施人数150人、うち就職した者の数：90人

（前年度実績見込 実施人数150人、うち就職した者の数：90人）

④ 利用者アンケートによる施設利用満足度：97%（前年度実績 96%）

### (2) 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化

① 就労移行支援事業所利用者の一般就労への移行 25人

前年度実績見込	上半期	13人
	下半期	12人

### (3) ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労支援への強化

- ① 生活保護受給者等の就労者数 多久市6人、小城市5人、神崎市5人  
(前年度実績見込 多久市8人、小城市5人、神崎市4人)
- ② 就労者(平成24、25年度事業による者を含む。)のうち、保護から脱却し、自立につながった者の数 多久市2人、小城市2人、神崎市2人

### 3 その他

#### (1) 事業計画の公表及び変更等

事業計画については、公表する。変更後の事業計画についても同様とする。年度の途中において事業計画を変更する場合は、協定書第5条第1項に基づく連絡調整会議において協議を行う。

#### (2) その他

施設の開庁時間については、職員体制や利用者数の動向を踏まえつつ、日曜祝日以外の利用者サービスが低下することがないような方法が可能かどうか、引き続き協議することとする。

また、平成26年9月から開始されるハローワークの求人情報を活用した取組については、県及び労働局・ハローワーク佐賀の取組が相まって雇用対策が充実するよう、十分に連絡・調整を行う。

なお、現場の業務に関する上で必要な事項については、県及び労働局が別途協議して定める。